

第 2 回 岡崎市公契約条例協議の場

参考資料

令和 6 年 11 月

目次

- 1 労働者向けアンケート案 — 3
- 2 説明会実施フロー図 — 7
- 3 労働者向け配布チラシ案 — 8
- 4 ホームページ展開用説明資料 — 10
- 5 みんなで目指す クリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界 — 16
- 6 公契約条例における労働環境の確認措置の対象について（PFI事業）
— 24
- 7 労働環境報告書提出フォーム案 — 25
- 8 岡崎市公契約条例施行規則改正（事務局案） — 26
- 9 岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱改正（事務局案）
— 28

2060契約課_（公契約条例）労働者向けアンケート

工事名・業務名 *

選択してください



設問1 作業等の現場で、自身が所属する事業者の、労働環境報告書を見たことがありますか。

回答1 *

- ☒ 見たことがある ☐ 見たことがない

設問1_2 自身が所属する事業者の、労働環境報告書の回答内容について、実態と合っていない（事実でない）と感じる回答がありますか。

回答1_2

実態と合っていないと感じる回答がある



設問1_2_1 労働環境報告書の、実態と合っていないと感じる回答を選択してください（複数選択可）

※この回答内容は、労働環境報告書を提出する契約を受注する、全ての事業者にも周知します（契約中のものに限る）。また、その事業者に対して、その契約の一部を受注する下請負者に周知するよう依頼をします（工事名・業務名と、履行場所は周知しません。）。

回答1_2_1

- ☐ 回答①（賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。）
- ☐ 回答②（常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。）
- ☐ 回答③（法定労働時間（1日8時間以内かつ1週40時間以内）を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定（36協定）を届け出ていますか。）

プライバシー・利用規約

-
- ☐ 回答④（法定の年次有給休暇を付与していますか。）
 - ☐ 回答⑤（労働者名簿及び賃金台帳を整備し、労働者の労働時間（時間外・休日と深夜の労働時間数）を記載していますか。）
 - ☐ 回答⑥（事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。）
 - ☐ 回答⑦（機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。）
 - ☐ 回答⑧（雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。）
 - ☐ 回答⑨（雇入れ時及びその後 1 年に 1 回、定期的に健康診断を行っていますか。）
 - ☐ 回答⑩（1 年に 1 回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っていますか。）
 - ☐ 回答⑪（賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定の期日に支払っていますか。（口座振込を含む。））
 - ☐ 回答⑫（時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。）
 - ☐ 回答⑬（地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。）

設問 2 ～ 4 は、事業者が守る必要のある労働条件等のルールについて、労働者側の認知度を図るための質問です。

設問 2 事業者が、賃金、労働時間、その他の労働条件を、各労働者に書面で明示しなければならないことを、知っていましたか（労働者が希望した場合はメール等も可）。

回答 2

選択してください



設問 3 事業者が、常時使用する労働者について、雇入れ時とその後 1 年に 1 回、定期的に健康診断を行う必要があることを、知っていましたか。

回答 3

選択してください





設問4 事業者が、時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を支払う必要があることを、知っていましたか。

回答4

選択してください



設問5 「この工事（業務）は、岡崎市公契約条例に基づく労働環境確認措置の対象です」のチラシの内容は、分かりやすいですか。

回答5 *

☐ 分かりやすい ☒ 分かりにくい

設問5_2 チラシの分かりにくいところを記入してください。

回答5_2

設問6 公契約条例や、労働環境確認措置等の説明のため、岡崎市の職員が、現場事務所等で直接説明を行うことを希望しますか。

※希望があった場合は、岡崎市の職員が、現場事務所等で説明会を行います。

※工事名・業務名と履行場所から契約が特定できない場合は、説明会が実施できませんので、御注意ください。

回答6

選択してください



設問7 労働条件等のルールを、事業者が守らないようなことが無いようにするため、岡崎市に求める取組があれば記入をしてください。

回答7

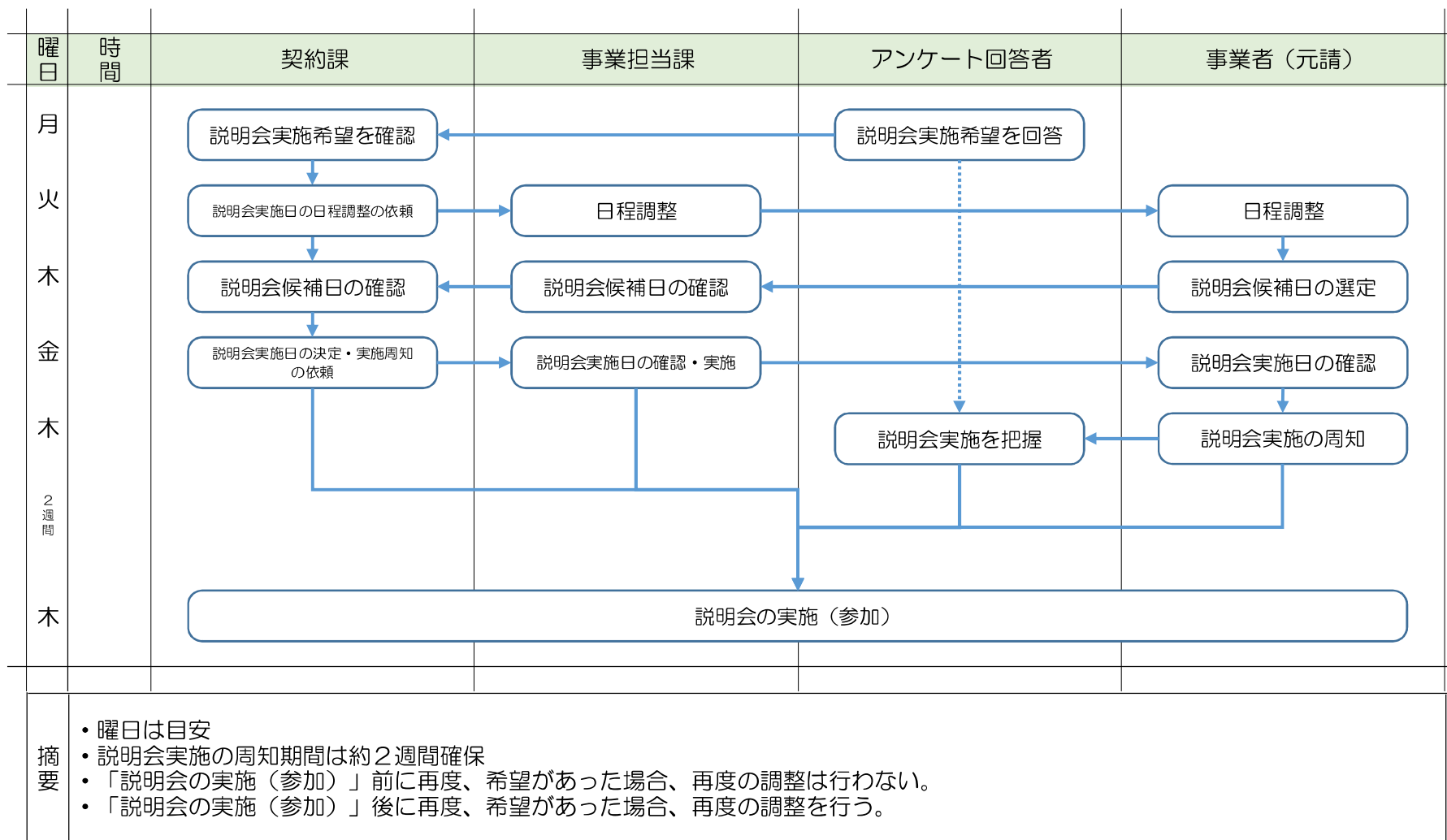


✓ 確認

©Toyokumo, Inc. FormBridge Ver.1.29.65



説明会実施フロー図



労働環境報告書とは

雇用する労働者の労働環境等に関して、法令に基づくルールを守っているかどうかを、事業者が記入した報告書です。

労働環境報告書には、労働環境に関するルールについての質問が書かれており、事業者がそれに「○」や「×」などで回答を記入します。労働環境報告書の内容を読めば、その報告書を記載した事業者がルールに違反している可能性があるかどうか、確認することができます。

例えば、労働時間などの労働条件は、原則として書面（※）で労働者に明示しなければなりません。回答が「×」になっている場合、ルールに違反している可能性があります。

そのほかにも、定期的健康診断の実施、時間外労働等の割増賃金の支払いなど、事業者が守らなければならないルールについての質問が設けられています。

※…労働者が希望した場合は、メールなど（出力して書面を作成できるものに限る）も可

労働環境報告書の内容に疑義がある場合は…
（自身の会社の報告書の内容が、実態と違うなど）

お近くの労働基準監督署へ相談を

労働基準監督署では、賃金、労働時間、解雇などの法令違反などについての相談を受け付けています。

岡崎市が用意している労働環境確認措置に関するアンケートでも、労働環境報告書に記入された内容が、実態と合っているか否か、選択式で回答（申出）をすることができます。

回答（申出）された内容は、労働環境確認措置の対象の契約を受注する事業者全者に周知いたします。その契約の一部を受注する下請負者に周知するよう、事業者に依頼いたします。

アンケートフォーム

厚生労働省ウェブサイト

「労働基準行政の相談窓口」

一人親方について

社員との違いや労災保険の適用などが、国土交通省のリーフレット「みんなで目指す クリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」で説明されています。

一人親方として従事されている方は、リーフレットを御覧いただき、御自身の処遇に問題がないかどうか、御確認ください。

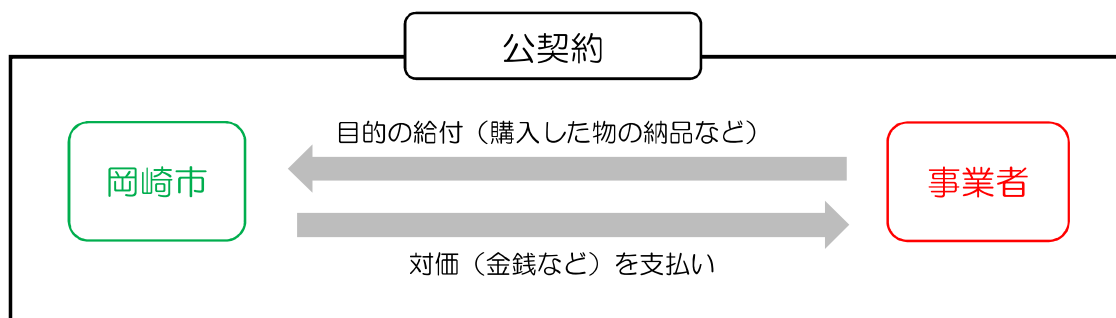
リーフレットは↓の国土交通省のウェブサイトから御覧いただけます。

岡崎市公契約条例とは

岡崎市と事業者が結ぶ、公契約（※）に関する条例です。

令和元年 12 月に制定、令和 2 年 4 月から施行しています。

※…市が契約した売買、請負などの契約で、市が契約の目的の給付（購入した物の納品、役務の提供など）に対して対価（金銭など）を支払うもの



条例の目的

公契約に関しての市と事業者の責務を明らかにし、以下を実現することを目的とします。

- ① 事業者等の安定した安定した経営環境の確保
- ② 公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保
- ③ 市民サービスの充実と品質の確保
- ④ 事業者の取組の評価による社会的な価値の実現

市民生活の向上と地域経済の健全な発展に寄与

基本方針

目的の実現のための岡崎市の取組についての基本方針を、以下のように定めています。

① 入札などの契約の手続きにおける透明性と公正性の確保

不正のない、適正で公正公平な契約の実施を図ります。

② 入札における最低制限価格（※１）と低入札価格調査制度（※２）の活用

適正な契約履行が不可能な金額で契約されることの防止や、品質確保などが図られるような、入札の実施を行います。

※１…最低制限価格制度は、入札価格の下限額を設定するもの。これを下回る入札価格の者は落札者となれない。

※２…低入札価格調査制度は、あらかじめ設定された価格を下回る入札価格の者が最安（又は最高評価値）だった場合に、適正な契約履行が可能かどうか調査をするもの。

③ 直近の取引価格等の反映と、見積聴取による適正な予定価格（※３）の設定

実勢価格を反映した予定価格を設定することで、入札参加者に負担を強いる安価な入札価格に誘導することや、過度な公費の支出が、行われないようにします。

※３…予定価格は、入札価格の上限額。これを上回る入札価格の者は落札者となれない。

④ 入札における総合評価落札方式（※４）の活用

入札価格以外の要素も考慮し契約することで、環境の保全などの社会的な価値の実現を図ります。

※４…総合評価落札方式は、入札価格とその入札者の評価点をもとに評価値を算出し、評価値が最も高いものを落札者とする方式。

⑤ 公契約に従事する労働者の労働環境の整備

労働者の適正な労働条件の確保など、労働環境の整備を図ります。

⑥ 市内事業者の受注機会の確保

地域経済の活性化、育成及び健全な発展のため、競争性の配慮しつつ市内事業者の受注機会の確保に努めます。

労働環境確認措置について

公契約の事業者等（※）に対し、適正な労働環境の整備等が図られている
かを確認します（これを労働環境確認措置といいます。）。

※…事業者等は、市と公契約を締結する者と、下請負者の両方を指します。

労働環境確認措置の対象となる公契約は、以下のとおりです。

契約種別	対象金額
工事	予定価格 1 億 5,000 万円以上
業務	予定価格 1 億 5,000 万円以上
PFI 事業の契約（公共施設等運営事業の契約を除く。）	予定価格 1 億 5,000 万円以上
指定管理	指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出額が、1 億 5,000 万円以上

労働環境確認措置の対象の公契約の事業者等は、労働環境報告書を市に提出する必要があります。

※ 一人親方と、50 万円未満の一部受注をした下請負者は、労働環境報告書の提出は不要です。

※ PFI 事業の契約で労働環境報告書の提出が必要となるのは、以下の者になります。

- ・ 選定事業者
- ・ 工事の請負（契約金額1億5,000万円以上）に係る下請負者とすべての下請負者
- ・ 業務の委託（契約金額1億5,000万円以上）に係る下請負者

※ 指定管理で労働環境報告書の提出が必要となるのは、以下の者になります。

- ・ 指定管理者
- ・ 業務の委託（契約金額1億5,000万円以上）に係る下請負者

労働環境報告書

[illegible]

労働環境報告書について

雇用する労働者の労働環境等に関して、法令に基づくルールを守っているかどうかを、事業者等が記入した報告書です。

労働環境報告書には、労働環境に関するルールについての質問が書かれており、事業者がそれに「○」や「×」などで回答を記入します。

労働環境報告書の内容を読めば、その報告書を記載した事業者がルールに違反している可能性があるかどうか、確認することができます。

例えば、労働時間などの労働条件は、原則として書面（※）で労働者に明示しなければなりません。が、「回答」が「×」になっている場合、ルールに違反している可能性があります。

そのほかにも、定期の健康診断の実施、時間外労働等の割増賃金の支払
いなど、事業者が守らなければならないルールについての質問が設けられ
ています。

※…労働者が希望した場合は、メールなど（出力して書面を作成できるものに限る）も可

事業者等が市に提出した労働環境報告書は、労働者が内容を確認できるよう、現場事務所等に掲示又は配置をします。

一人親方の処遇について、社員との違いや労災保険の適用などが、国土交通省のリーフレット「みんなで目指す クリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」で説明されています

一人親方として従事されている方は、リーフレットを御覧いただき、御自身の処遇に問題がないかどうか、御確認ください。

国土交通省のリーフレット

URL ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

労働環境報告書の内容に疑義があった場合

労働者が労働環境報告書を確認した際に、報告書の内容に疑義（記入内容と実態が違う）があった場合は、最寄りの労働基準監督署へ相談をしてください。

労働基準監督署では、賃金、労働時間、解雇などの法令違反などについての相談を受け付けています。

また、労働基準行政の各相談窓口が、厚生労働省のウェブサイトで紹介されています。

厚生労働省ウェブサイト「労働基準行政の相談窓口」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kijungaiyou/kijungaiyou06.html

また、岡崎市が用意した労働環境確認措置に関するアンケートフォームから、労働環境報告書に記入された内容が、実態と合っているか否か、選択式で回答（申出）をすることができます。

実態と合っていないと回答（申出）があった場合は、現在契約中の、労働環境確認措置の対象契約を受注する事業者全者に対し、その回答内容を周知し、その契約の一部を受注する下請負者に周知するよう、事業者に依頼いたします。なお、アンケートの提出は匿名になります。

アンケートフォーム

[illegible]

10/10

アンケートの御協力について

公契約に従事する労働者向けに、労働環境確認措置に関するアンケートフォームを用意しています。アンケートに御協力をお願いいたします。

提出していただいたアンケートは、今後、公契約条例や、労働環境確認措置の内容について、見直しをする際の検討資料となります。多くのアンケートをいただくことで、公契約条例の目的を達成するための、より効果的なやり方につながりますので、是非御協力をお願いいたします。

なお、「労働環境報告書の内容に疑義があった場合」にて記載のとおり、アンケートから、労働環境報告書の回答が実態と合っているかについて、回答することができます。アンケートを提出される前に、必ず「労働環境報告書の内容に疑義があった場合」を御一読ください。

アンケートフォーム

URL

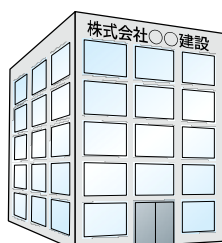
問い合わせ先

岡崎市総務部契約課

TEL0564-23-6067 FAX0564-23-6630

＼ みんなで目指す ＼
**クリーンな雇用・クリーンな請負の
建設業界**

一人親方と社員の違いをご存じですか？



会社から

- 一人親方として働いてくれ
- 賃金の支払いは領収書
- 怪我は自己責任

などと言われていませんか？



国土交通省

雇用契約を締結せず、現場作業に従事されている方は、働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討しましょう。

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？

A ☐ 自分に断る自由がある

B ☐ 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？

A ☐ 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する

B ☐ 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？

A ☐ 基本的には自分で決められる

B ☐ 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？

A ☐ 代役を立てることも認められている

B ☐ 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？

A ☐ 工事の出来高見合い

B ☐ 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？

A ☐ 自分で用意している

B ☐ 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？

A ☐ 正規従業員よりも高額である

B ☐ 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A ☐ 自由に他社の業務に従事できる

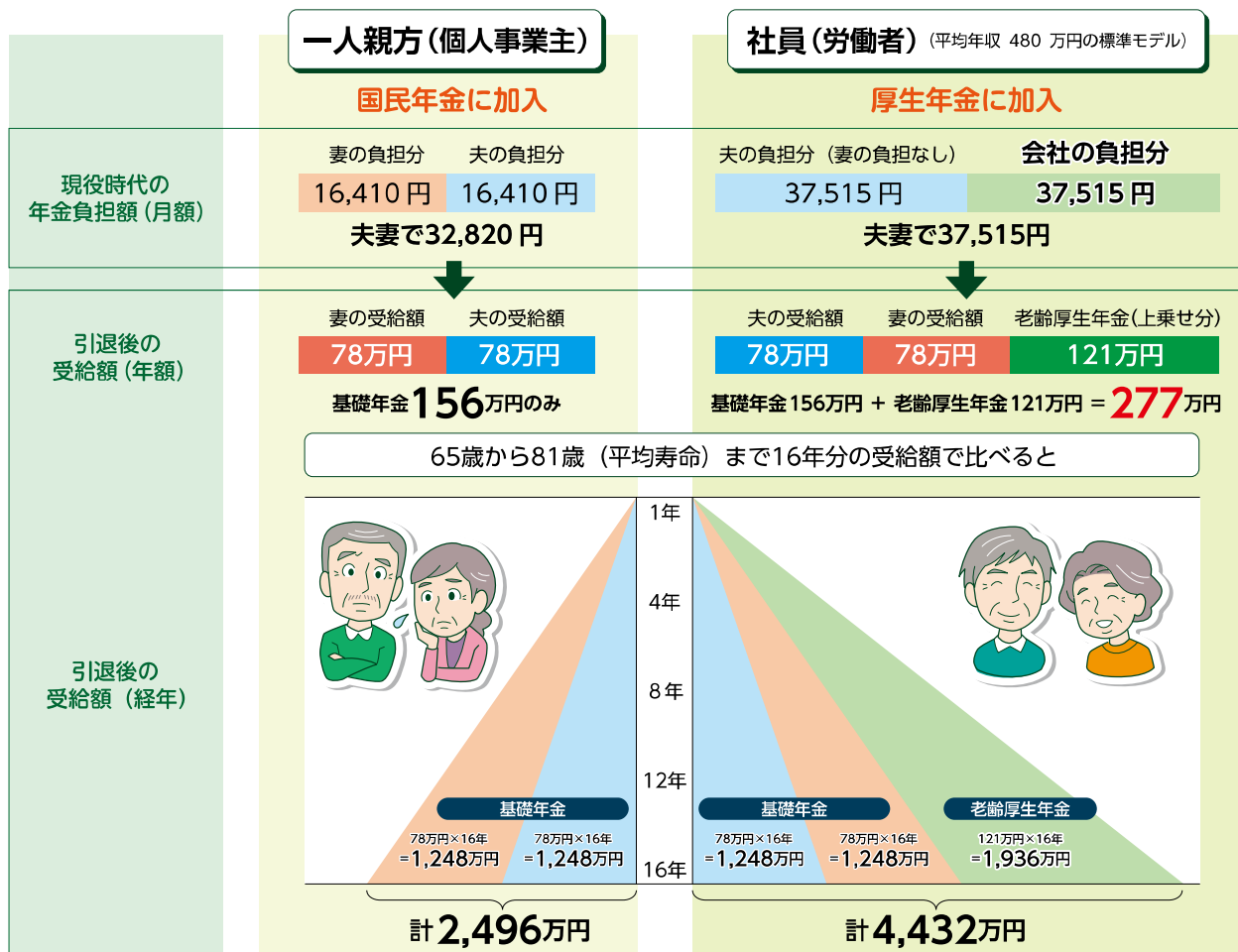
B ☐ 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

一人親方と社員の違いをご存じですか？

	一人親方	社員
仕事の進め方	自分の判断で行う	会社の具体的な指示に従う
報酬の受け取り方	工事を完成させたら受け取る	給与として毎月受け取る
働く時間・休日	自分の判断で決める	会社の就業規則などで決まっている
資機材	自分で用意したものを使用	会社から支給されたものを使用
工事の完成責任	一人親方の責任	会社の責任
労災保険	自己負担	会社が負担
社会保険	国民健康保険・国民年金に加入 保険料は全額自己負担	協会けんぽ・厚生年金に加入 保険料は会社が半額負担



もしあなたが社員として厚生年金に加入したら



社員(労働者)として厚生年金に加入した場合、「一人親方」として働いた場合に比べて

2,000万円近く将来の年金受給額が多くなる可能性があります!!

一度、仕事先の会社に相談してみましょう!!

※ 日本年金機構ホームページ等を利用して国土交通省において試算。年金加入期間が40年間で、妻が夫の扶養家族である場合の試算です。年金制度や掛金等の改正が行われた場合、負担額・給付額が変更されます。

契約の手続、内容について見直しましょう

建設工事の完成を目的とした工事を請け負う場合、

- 工事着工前に見積書を取り交わしましょう。
- 報酬をしっかりと請求できるように書面で契約しましょう。

注意 建設業法令違反のおそれのある事例

書面で契約していない



〇〇の現場に入ってくれ。
契約書は後でね。

報酬の減額



合理的理由のない経費を
支払金から一方的に差し引かれた。

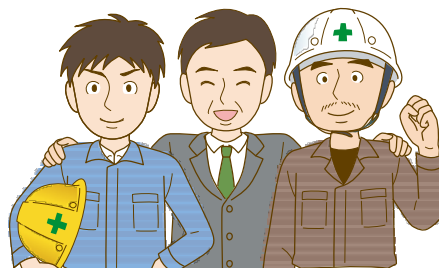
協議もせず、やり直し工事費用を
一方的に請負代金から差し引かれた。

注意 以下のような請負契約は見直しましょう

- 報酬が労働時間・日数によって変動する
- 契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬となっている



みんなで守る
適正取引！



フリーランスのガイドラインが策定されています

一人親方もフリーランスです

詳細は

フリーランスのガイドライン



で検索

労災保険の注意点

一人親方に工事を発注している事業者の皆様へ

一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合には、その方は労働者として取り扱われ、元請事業場の労災保険の適用を受けることとなります。

※労働者かどうかの判断がご不明な場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

注意点

労災保険は、建設事業においては、建設工事全体を一の事業として取り扱います。

元請事業主が下請負人に請け負わせた部分も含めて労災保険の成立手続きを行う必要があります。行わなかった場合、追徴金や、保険給付に要した費用の徴収が行われる可能性があります。

一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」をしていますか？

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。また、所得水準に見合った補償が受けられるよう、適正な給付基礎日額で申請してください。

注意点

発注元との契約の形式が請負等（「雇用契約」ではない）の場合でも、実態として労働者と同様の働き方をするときには、一人親方として扱われません。

※労働者であるのに一人親方として扱われている場合や、労災保険の適用等に疑問がある場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

各種問い合わせ・相談先

現場での怪我や労災保険制度の相談

➡ 労働基準監督署

雇用保険の相談

➡ ハローワーク

健康保険、厚生年金の相談

➡ 年金事務所

あいまいな契約や報酬の未払いなどのトラブルに関する相談

➡ フリーランス・トラブル 110 番 0120-532-110

建設業法違反に関する通報 ➡ 駆け込みホットライン 0570-018-241

インボイス制度（消費税の申告にかかる仕入税額控除について、2023 年 10 月より制度が一部変更になります。）

➡ 詳細や動画は で検索

現場管理をする元請企業の確認事項

作業員名簿の社会保険の欄が以下のようにになっている場合、社員（労働者）か一人親方かを下請企業に確認しましょう。

〈作業員名簿の社会保険欄の記載〉

雇用保険	健康保険	年 金
適用除外	国民健康保険	国民年金

- 社員や短時間労働者の場合
 - ➔ 適切な社会保険を確認しましょう。
- 一人親方の場合
 - ➔ 当該下請企業に対し、再下請負通知書・請負契約書の提出を依頼し、契約内容が適切か確認しましょう。
 - ➔ 一人親方に対しては、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、チェックリストのBに多く当てはまる場合は雇用契約の締結を促しましょう。



所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険（いずれか加入）	年 金
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	・ 協会けんぽ ・ 健康保険組合 ・ 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金
	—	役員等	—	・ 協会けんぽ ・ 健康保険組合 ・ 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・ 協会けんぽ ・ 健康保険組合 ・ 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・ 国民健康保険 ・ 国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・ 国民健康保険 ・ 国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金

社会保険の適用確認フローチャート

雇用保険の適用確認

31 日以上の雇用見込みがあること (注1)

YES

1 週間の所定労働時間が 20 時間以上

YES

雇用保険加入 必要 (注2)

NO

雇用保険加入 不要

NO

(注1) 日々雇用される方又は 30 日以内の期間を定めて雇用される方は、日雇労働被保険者に該当する場合がありますので、最寄りのハローワークにご相談を。

(注2) 原則として昼間学生は雇用保険に加入できません。

健康保険・厚生年金保険の適用確認

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に勤務し、雇用契約の期間が 2 か月を超える (注1)

YES

1 週間の所定労働時間及び 1 か月の所定労働日数が、
同じ事業所で同様の業務に従事している通常の労働者の 4 分の 3 以上

NO

①週の所定労働時間が20時間以上、②勤務期間が1年以上見込まれる (注2)、
③月額賃金が8.8万円以上、④学生以外、⑤従業員501人以上の企業に勤務
している (注3)、の要件全てに該当

YES

健康保険・厚生年金保険加入必要 (注4)

YES

NO

健康保険・厚生年金保険加入不要

NO

(注1) 令和4年10月1日以降、雇用契約の期間が2か月以内であっても、実態としてその雇用契約の期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、当初から健康保険・厚生年金保険の適用の対象となります。

(注2) ②について、令和4年10月1日以降は要件から除外されます。

(注3) ⑤の企業規模については、令和4年10月1日以降は101人以上、令和6年10月1日以降は51人以上となります。

(注4) 既に国民健康保険組合の被保険者である場合には、引き続き国民健康保険組合に加入することが可能です。(P6「元請け企業の方々へ」参照)

働きがいのある環境整備を目指して

建退共への加入を！

建設業退職金共済（建退共）制度は、現場を転々とすることが多い技能者であっても、一定の条件の下で加入でき、働いた日数分の掛金が通算される退職金制度です。将来への期待と老後の安心感が増し、仕事のモチベーションにもつながります。



建設キャリアアップシステムの登録を！

建設キャリアアップシステムは、技能者の技能と経験を業界横断的に蓄積し、見える化する仕組みです。このシステムを活用し、技能者一人ひとりの技能・経験を客観的に評価し、4段階のレベル分けを行う能力評価制度についても、処遇改善につながる取組として建設業界全体で進められています。

一人ひとりの技能と経験を正しく評価



技能者のメリット

- ✓ 能力の見える化で
モチベーション UP！
- ✓ 経験や技能に応じた処遇で
やりがい UP！



入退場時にカードを“ピッ！”とタッチ！

事業者のメリット

- ✓ 企業の評価アップ・受注拡大
レベルの高い良い職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境が整備されます。
- ✓ 書類作成の簡素化
施工体制台帳や作業員名簿の作成が容易になります。
- ✓ 生産性の向上
能力・モチベーションの高い技能者が現場で活躍します。



建設キャリアアップカードを通じて就業履歴をシステムに蓄積！

一人親方に関する検討会

国土交通省では、規制逃れを目的とした一人親方化防止対策、一人親方の処遇改善対策等の検討を行っています。

詳細は [国土交通省 一人親方](#) で検索

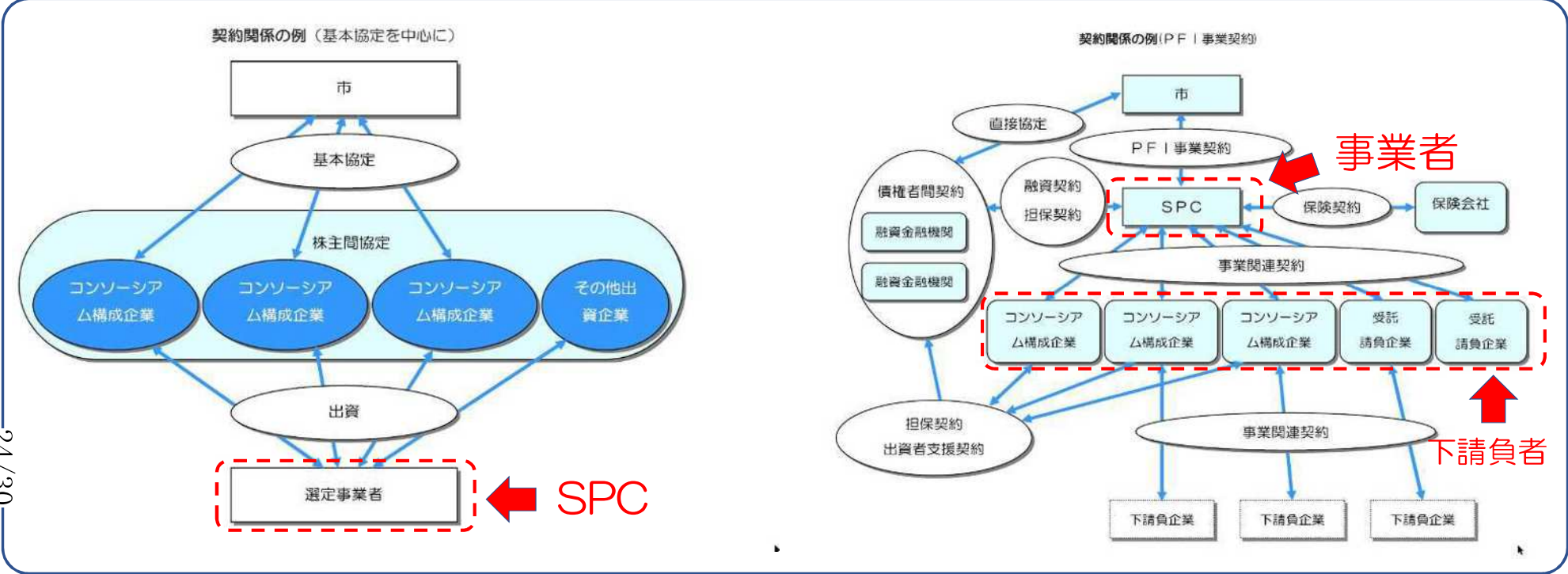
発行

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

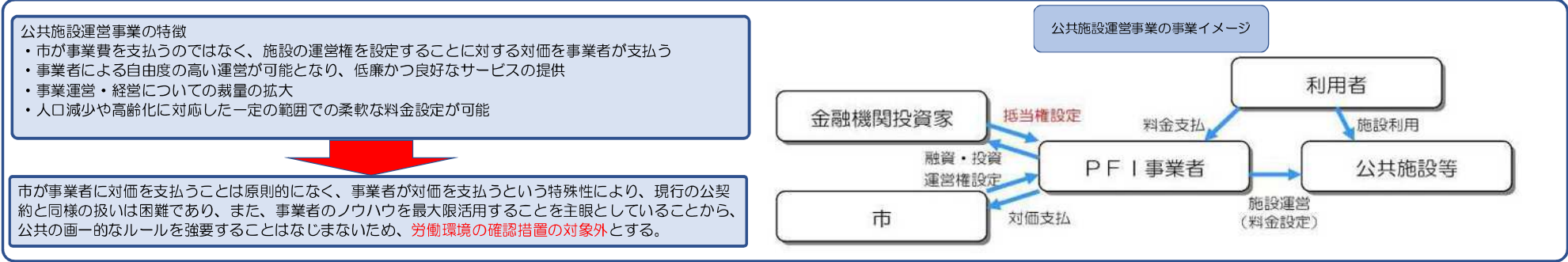
2021.10. 発行

公契約条例における労働環境の確認措置の対象について

(1) 通常のPFI事業における事業イメージ（公契約条例 労働環境の確認措置対象）



(2) 公共施設等運営事業について（公契約条例 労働環境の確認措置の対象外）





2060契約課_（公契約条例）労働環境報告書等管理案 1

公契約条例に係る労働環境確認措置対象の契約の、労働環境報告書及び施工体系図（実施体系図）の提出フォームです。

工事名・業務名 *

選択してください

▼

選択肢に無い場合は、その他を選び記入をしてください。

履行場所

企業名 *

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

労働環境報告書

参照

📎

最大10MB

施工体系図・実施体系図

参照

📎

最大10MB



確認

岡崎市公契約条例施行規則改正（事務局案）

現 行	事務局案
（趣旨） 第1条 この規則は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 （規則で定める公契約） 第2条 条例第6条の規則で定める公契約は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。 （1） 予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約 （2） 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約 ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下この号において「庁舎等」という。）の清掃の業務 イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。） ウ 庁舎等の受付又は案内の業務 エ 樹木等管理業務	（趣旨） 第1条 改正なし （規則で定める公契約） 第2条 条例第6条の規則で定める公契約は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。 （1） 改正なし （2） 予定価格が1億5,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約 ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下この号において「庁舎等」という。）の清掃の業務 イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。） ウ 庁舎等の受付又は案内の業務 エ 樹木等管理業務 改正の趣旨 業務の委託について、業種にかかわらず規模の大きな案件を対象とすることにより、より多くの労働者に対して、労働環境の確認が行う機会を提供できるようになります。 新設 ③ 予定価格が1億5,000万円以上の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第2項第5号に規定する事業契約 新設した趣旨 大型工事等を含む契約の一部において労働環境確認措置の対象となっていない案件が存在している課題に対応するため、PFI法対象の事業を労働環境確認措置の対象公契約として追加しました。ただし、少額のPFI事業と民間の独立性が高い「公共施設等運営事業」は対象外としています。 2 前項第2号の予定価格は、1年以下の契約にあつては当該予定価格、1年を超える契約にあつては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。 改正の趣旨 業務の委託について、業種にかかわらず規模の大きな案件を対象とすることに伴い、1年当たりの金額を算出する必要性がなくなったため、削除します。 新設 2 第1項第3号に規定する事業契約に係る条例第6条の事業者等は、当該事業契約に係る次に掲げる者とする。 （1） 選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項に規定する選定事業者をいう。） （2） 工事の請負（契約金額が1億5,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者 （3） 業務の委託（契約金額が1億5,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者 新設した趣旨 PFI事業における労働条件確認措置の対象となる事業者と下請負者を明確化するために新設しました。

岡崎市公契約条例施行規則改正（事務局案）

(指定管理者との協定の取扱い) 第3条 前条の規定にかかわらず、条例第8条の規定により公契約とみなされる同条に規定する協定（以下「協定」という。）に係る条例第6条の規則で定める公契約は、指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が1年当たり1億5,000万円以上の協定とする。 2 前項に該当する協定に係る条例第6条の事業者等は、当該協定に係る次に掲げる者とする。 (1) 指定管理者 (2) 前条第1項第2号アからエまでのいずれかの業務（契約金額が1年当たり1,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 (見直し) 2 市長は、この規則の施行後5年以内を目途として、条例第6条の規定による措置の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。 (経過措置) 3 第2条の規定は、令和2年4月1日以後に競争入札に係る公告若しくは指名通知を行う契約又は同日以後に締結する契約（同日前に競争入札に係る公告又は指名通知を行ったものを除く。）について適用する。 4 第3条の規定は、令和2年4月1日以後に指定される指定管理者に係る協定について適用する。	(指定管理者との協定の取扱い) 第3条 前条の規定にかかわらず、条例第8条の規定により公契約とみなされる同条に規定する協定（以下「協定」という。）に係る条例第6条の規則で定める公契約は、指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が1年当たり1億5,000万円以上の協定とする。 2 前項に該当する協定に係る条例第6条の事業者等は、当該協定に係る次に掲げる者とする。 (1) 指定管理者 (2) 前条第1項第2号アからエまでのいずれかの業務の委託（契約金額が1年当たり1億5,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者 改正の趣旨 指定管理の下請負者について、業務委託の対象が変更になったことに伴い改正いたします。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 (見直し) 2 市長は、この規則の施行後5年以内を目途として、条例第6条の規定による措置の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。 (経過措置) 3 第2条の規定は、令和2年4月1日以後に競争入札に係る公告若しくは指名通知を行う契約又は同日以後に締結する契約（同日前に競争入札に係る公告又は指名通知を行ったものを除く。）について適用する。 4 第3条の規定は、令和2年4月1日以後に指定される指定管理者に係る協定について適用する。 (施行期日) 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (見直し) 2 市長は、この規則の施行後5年以内を目途として、条例第6条の規定による措置の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。 (経過措置) 3 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後に競争入札に係る公告若しくは指名通知を行う契約又は同日以後に締結する契約（同日前に競争入札に係る公告又は指名通知を行ったものを除く。）又、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により公表された実施方針に係る選定事業（同法第2条第4項に規定する選定事業をいう。）を実施するため締結する事業契約（同法第5条第2項第5号に規定する事業契約をいう。）について適用する。 4 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以降に指定される指定管理者に係る協定について適用する。 新設した趣旨 5年以内を目途に、見直しを行うことを明記しました。また、令和7年4月1日以降に契約を締結する公契約が対象となることを明確化しました。
--	---

岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱改正（事務局案）

現 行	事務局案
（趣旨） 第1条 この要綱は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号。以下「条例」という。）及び岡崎市公契約条例施行規則（令和2年岡崎市規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、公契約に係る適正な履行及び労働環境の整備を図るため、労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。 （入札参加者への周知） 第3条 当該要綱が適用される旨を、一般競争入札及び指定管理においては公告等により、指名競争入札においては指名通知により周知するものとする。 （労働者への周知） 第4条 事業者は、労働環境の確認について（様式第1号）を規則第2条及び第3条に定める公契約が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。 2 市長等は、事業者等と協力し、労働者を対象とする労働環境の確認に係る説明会を開催するよう努めるものとする。 （確認の方法） 第5条 確認の方法は、労働条件、労働時間、賃金その他の労働条件について、事業者が労働環境報告書（様式第2号）を市に提出することにより行うものとする。 また、事業者はすべての下請負者の労働環境報告書についても提出しなければならない。 ただし、規則第3条第2項第1号に規定する指定管理者については、自己の労働環境報告書と規則第3条第2項第2号に規定する下請負者の労働環境報告書を市に提出するものとする。 2 労働環境報告書の市への提出は、契約締結後速やかに行うものとする。また、報告内容に変更が生じた場合は速やかに、内容を変更した報告書を提出するものとする。	（趣旨） 第1条 改正なし （用語） 第2条 改正なし （入札参加者への周知） 第3条 当該要綱が適用される旨を、一般競争入札、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第2項第5号に規定する事業契約（以下「PFI事業契約」という。）及び指定管理においては公告等により、指名競争入札においては指名通知により周知するものとする。 （労働者への周知） 第4条 事業者は、配布チラシ「この工事（業務）は、岡崎市公契約条例に基づく労働環境確認措置の対象です」（様式第1号）を規則第2条及び第3条に定める公契約が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。 2 市長等は、事業者等又は労働者から、労働者を対象とする労働環境の確認に係る説明会の開催の希望があった場合は、事業者等と協力し、当該説明会を開催するよう努めるものとする。 改正の趣旨 配布チラシの様式を変更し、インターネットを活用した情報の発信を強化します。また、労働者を対象とする労働環境の確認に係る説明会は、希望があった場合に開催するように変更します。 （確認の方法） 第5条 確認の方法は、労働条件、労働時間、賃金その他の労働条件について、事業者が労働環境報告書（様式第2号）を市に提出することにより行うものとする。 また、事業者はすべての下請負者の労働環境報告書についても提出しなければならない。 ただし、規則第2条第2項第1号に規定される選定事業者については、次の第1号から第3号に該当する者の労働環境報告書を市に提出するものとし、規則第3条第2項第1号に規定する指定管理者については、次の第1号及び第4号に該当する者の労働環境報告書を市に提出するものとする。 (1) 自己 (2) 規則第2条第3項第2号に規定する下請負者及びすべての下請負者 (3) 規則第2条第3項第3号に規定する下請負者 (4) 規則第3条第2項第2号に規定する下請負者 改正の趣旨 PFI事業における労働環境報告書の提出対象を「選定事業者」、「請負金額1億5千万円以上の工事事業者及びその下請け事業者」及び「請負金額1億5千万円以上の業務事業者」を対象とします。工事は事業期間に対して比較的短期で終了し、また出入りする事業者も多いことから下請け事業者も対象とします。業務については、PFI事業の特性上、細かい業務の下請状況について求めることは想定されておらず、民間のノウハウを阻害する恐れもあることから、1億5千万円以上の業務を請け負った者を対象とします。 2 改正なし

岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱改正（事務局案）

3 契約担当課長は、前項の提出があったときは、その内容を確認し、契約書又は基本協定書とともに保存させるとともに、発注担当課等の長は労働者が内容を確認できるよう、その写しを工事場所、業務場所及び指定管理場所に掲示するものとする。 （労働者の申し出） 第6条 労働者は、前条第3項の掲示を確認し、その内容に疑義がある場合には、市に対し、労働環境報告書に係る申出書（様式第3号）を提出することができる。 （不利益な取り扱いの禁止） 第7条 事業者等は、労働者から前条の規定による申出書の提出があった場合は、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。 （調査及び改善の方法） 第8条 市は、労働環境報告書の内容に疑義があった場合並びに第6条の規定による申し出を受けその申し出の内容を確認する必要があると認めた場合には、事業者等に対して聞き取り等の調査を行い、労働環境報告書調査票（様式第4号）を作成するものとする。 2 市は、事業者等に労働環境の改善が必要と判断したときは、労働環境改善通知書（様式第5号）により事業者等へ通知するものとする。 3 事業者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、労働環境の改善を図り、その内容について労働環境改善報告書（様式第6号）により速やかに報告するものとする。 （不適切な労働環境に対する措置） 第9条 市は、前条第2項の通知後も事業者等による改善が不十分で、不適切な労働環境であると思慮された場合は、岡崎労働基準監督署に通報するものとする。 （その他） 第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 （見直し） 2 第5条第1項の規定に基づく労働環境報告書の提出対象事業者については、当分の間、同項の規定にかかわらず、50万円以上の一部受注をした下請負者とし、取組状況等を勘案し適宜見直すものとする。	3 改正なし （労働者の申し出） 第6条 労働者は、前条第3項の掲示を確認し、その内容に疑義がある場合には、市に対し、労働環境報告書に係る申出書（様式第3号）の提出又は申出を行う（以下「申出書等の提出」という）ことができる。 新設 2 申出書の提出は持参又は郵便により行い、申出はインターネットで行うものとする。 3 前2項の申出書等の提出があった場合、労働者の特定につながらない情報に限り、事業者等（条例第6条に規定される事業者等に限る）に周知する。 改正の趣旨 労働者が申出をしやすい環境を整え、また、労働環境報告書に疑義が生じた場合は、疑義が生じた項目を市に伝えていただくようにします。また、提供いただいた内容を労働環境の確認措置となっている事業者全員に周知することで、労働環境の改善を図ります。また、多くの申出があった場合、どの項目が守られていない可能性高いか情報を集めることができ、より効果的な情報を事業者に提供できます。 （不利益な取り扱いの禁止） 第7条 改正なし （調査及び改善の方法） 第8条 市は、労働環境報告書の内容に疑義があった場合並びに第6条の規定による申し出を受けその申し出の内容を確認する必要があると認めた場合には、事業者等に対して聞き取り等の調査を行い、労働環境報告書調査票（様式第4号）を作成するものとする。 改正の趣旨 申出書が無記名のアンケート方式に変更することに伴い、特定の事業者に対して調査を行うことが無くなるため、修正します。ただし、提出された労働環境報告書に対する確認は引き続き行います。 2 改正なし 3 改正なし （不適切な労働環境に対する措置） 第9条 改正なし （その他） 第10条 改正なし 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 （見直し） 2 第5条第1項の規定に基づく労働環境報告書の提出対象事業者については、当分の間、同項の規定にかかわらず、50万円以上の一部受注をした下請負者とし、取組状況等を勘案し適宜見直すものとする。
---	--

岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱改正（事務局案）

(施行期日) 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	(施行期日) 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(施行期日) 4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。	(施行期日) 4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
	(施行期日) 5 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。